

No.	頁	質問項目	質問内容	回答
1	80	一般P80一番上の法第20条について	法第20条の規定が適用されない部分は、P79の3行目から7行目に記載されているとおり、独立部分が二以上あるものについて増改築をする場合における当該増改築をする独立部分以外の独立部分であるが、P80の法第20条の規定の適用欄の表現は上記と食い違いがあり、誤解を与えると恐われますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	構造耐力規定(法第20条)については、二以上の部分がExp.Jその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物は、既存不適格建築物の増改築時の規定の適用に際し独立部分とすることとされています。
2	96	建築基準法施行規則の新旧対象表について	建築基準法施行規則 第3条の2第1項第十一号の表中の「令20条の5第1項第四号」、「令20条の5第1項第三号」は、それぞれ「令20条の7第1項第二号」、「令20条の7第1項第一号」ではないでしょうか。	貴見のとおりです。
3	112	確認審査等に関する指針について	第1第4項第2号 新「証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。」とあるが構造計算概要書は廃止されたのではないのか	構造計算概要書については廃止され、指針告示第1第4項第2号においても「構造計算概要書」は削除されております。マニュアルP112の記載は誤記です。
4	112	告示第835号第1第4項第二号	申請又は・・・構造計算概要書の記載事項と整合を確かめること。の注文となっているが、構造計算概要書を廃止するため確かめる方法の説明をお願いします。	Q3と同趣旨
5	112	申請図書の見直し関係	1. 構造計算概要書の廃止とされており、この平成19年国土交通省告示第835号第一第4項第二号の条文からは「構造計算概要書」が削除されるものと思われませんが、ご教示ください。	Q3と同趣旨
6	—	運用改善マニュアルの発行に伴う既発行「運用解説」について	「構造審査・検査の運用解説(修正:平成20年2月22日)」、「構造計算適合性判定の運用解説(平成19年7月)」の修正版は、発行されるのでしょうか。	現在のところ、修正版の発行は予定しておりません。
7	—	その他	指定確認検査機関指定準則 第2 確認検査の業務を行う職員の数についての要件改正はいつごろ実施されるのでしょうか？	現在のところ、改正は予定しておりません。
8	74	既存不適格の取扱いについて	規模1/2以下ケースⅢの場合 構造耐力規定の緩和について、昭和56年6月1日以降に建築された公共建築物で計画通知の最終検査済が無い建物でも、新耐震基準として適用できますか。	検査済証がない場合、確認済証及び工事の実施を特定できる書類(工事契約書等)の提出により、新築又は増築等を行った時点を明らかにすることができます。また、4号建築物以外については、これらに加えて、基準時以前の技術的基準への適合を示すための図書等を提出することが必要となります。
9	質疑	その他関係 質疑No.1	法第20条の規定が適用されない部分は、P79の3行目から7行目に記載されているとおり、独立部分が二以上あるものについて増改築をする場合における当該増改築をする独立部分以外の独立部分であるが、P80の法第20条の規定の適用欄の表現は上記と食い違いがあり、誤解を与えようと思われませんが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。その他関係の質疑No.1と同趣旨ですが、より明確にお答えください。	構造耐力規定(法第20条)又は避難関係規定(法第35条)が適用されない既存不適格建築物であって、これらの規定に関し一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる独立部分が二以上あるものについて増改築する場合においては、当該増改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は適用しないものとされています。 なお、構造耐力規定については、二以上の部分がExp.Jその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物は、既存不適格建築物の増改築時の規定の適用に際し独立部分とすることとされています。 上記の扱いは、今回の運用改善により変更したものではありません。 P80における記載の「増改築等に係る部分とエキスパンションジョイントその他の相互に伝えない構造方法のみで接している建築物の部分」とは、上記の「当該増改築をする独立部分以外の独立部分」のことであるため、P79の記載とP80の記載は同一の内容となっております。